

## 指定保養施設利用助成を是非ご利用ください

### 指定保養施設利用助成とは

当組合では被保険者の健康維持増進を図るため、組合指定の保養施設の利用に対して、その経費の一部（1泊につき2,000円）を助成しています。

### 指定保養施設一覧

保養施設	住所	電話番号
公園の中の宿口マン館	大崎市田尻小塩八ツ沢1番地	0229(39)2424
ホテルニューあらお	大崎市鳴子温泉郷赤湯40	0229(83)3062
鳴子やすらぎ荘	大崎市鳴子温泉字星沼18-2	0229(87)2121
秋保温泉ホテル華乃湯	仙台市太白区秋保町湯元字除33-1	022(397)3141
旬樹庵さんさ亭	刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏30	0224(34)2211

**NEW**

※指定保養施設につきまして、「なかやま山荘」が令和6年8月に閉館となったため、一覧から削除しております。

また、大崎市鳴子にある「鳴子やすらぎ荘」が新たに追加されましたので是非ご利用ください。

### 助成券の使い方

- ① 宿泊施設に電話等で予約
- ② 年1回、4月1日発行の「宮建国保だより」に掲載の「保養施設利用助成券」を切り取り、助成券裏面の必要事項を記入
- ③ 予約日に施設の受付に助成券を提出

### 注意事項

- ・利用者1人1泊につき1枚有効です。
- ・助成券を一世帯限度枚数4枚（一世帯5名以上の場合、その人数分）を超えてご利用いただいた場合は、超えた額を返還いただくことになります。
- ・一世帯5名以上の被保険者で利用する時は、支部にあります「申込書」をご提出いただくことにより、4名を超える人数分の「保養施設利用助成券」を送付します。
- ・宮建国保にご加入いただいていない方は、利用できません。

